

平成 26 年度
監 査 報 告 書
(監事監査意見書)

社会福祉法人 若草保育会
理事長 岡 正純殿

社会福祉法人若草保育会の平成 26 年度監事監査は、平成 27 年 5 月 14 日(木)の午後 2 時から、田川市伊田 3 6 3 5 番地の当該法人事務所において約 3 時間に亘り行われた。作業内容については、例年通り法人定款第 11 条規定による理事の業務執行状況、並びに所有財産の管理状況を確実に把握し、且つ改善を要するような問題の存する場合は的確な指導内容とするため、監事監査規程第 2 条規定の監査諸項目と実施上の留意点に基づいて、主として経理規程所定の業務財務関連の年次資料の通覧から始まり、その後は理事長や出納管理者、あるいは現場管理者である施設長からの運営状況の聞き取りを中心とするものであった。

また本日は、事務所において理事会の業務状況や財務諸表の検証評価をほぼ終えて、休憩後に前年度の施設整備事業により 3 月末に竣功したばかりの新園舎の視察を行った。例年通りに施設長立会のもと新装となった園舎内外を見学し、移転した園庭の遊具、防災設備や保育備品の機能や安全性について大まかな説明を受けたことである。

これよりは、保育業務並びに財務諸表等主要書類の監査報告と若干の要望意見を述べるものである。なお、主として夏原良則監事が保育業務、有吉正行監事が財務書類の監査を担当した。

1. 保育業務並びに法人理事会開催状況について

法人の拠点区分たる無量寺保育園(社会福祉事業区分)の平成 26 年度保育業務執行状況について報告する。

まずは、年度当初の事業計画と年度末の実績報告書との達成整合性が基本的に検証されねばならないが、一応の結末を窺えば、当該年度は 9 月から今年の年度末にかけての施設整備事業が全ての運営面に大きく影響しているようである。

園舎敷地内の無量寺での仮設保育は、改築工事現場と仮設施設が隣接することで種々の不具合を孕む結果となったようであり、具体的には室外遊戯等の行動が限られたこと、従って、運動会等の練習が恣意的に制限されたことから児童達には運動面において、改築事業に伴う不可避にして好ましくない余波の影響が見て取れるのである。ただし、それ以外では通常保育業務にほぼ影響は無く、運営執行の事蹟が保育日誌により確認できることである。後の園長からのヒアリングでも、仮設保育とはいえ日案月案の保育課程に沿った年間計画の実行が無事になされたことが報告された。その他、児童処遇書類をはじめ、給食

や職員会議録等の備付書類を管見ながら通覧して、結果として該年度も保育記録の保全管理が適正であったことを追認した次第である。

因みに、この度の施設整備事業による新園舎の建物面積(延床面積)は隣接地の賃借部分2筆(地上権設定)の敷地が合算された関係により、1階と2階の合計は547.89㎡(旧RC造園舎は、337.42㎡)となっている。保育室の3部屋については、特に乳児室(0～1才)が旧園舎のそれより増床されており、各居室共に十分な採光面が配慮され、以前と対比してより明るい印象である。防犯防災や通信面でも最新機能の設備となっており、特殊付帯設備として補助金対象設置となった屋上の太陽光発電は、空調や厨房の動力設備の消費電力に寄与するものとなる。

この新年度からは、子ども・子育て支援新制度が施行されているが、これには施設を看板だけで選り分ける曖昧さ、実質的な緊縮財政の仮装に留まる保育行政への不安がいまだに寄せられている。時に行政指針が浮草のようにぶれても本園にあっては、かかる新園舎の環境の中で、園是の「ちがいをみとめてなかよしこよし」を不断に実践しつつ、例年の如く小規模園ならではの行き届いた真摯な業務運営を更に期待するところである。

以上は、概略ながら保育業務の平成26年度執行状況の俯瞰である。他方、法人理事会の開催について、当該年度は以下に記載の開催期日と審議時間、議案議決内容で、合計5回の参集審議である。

- ①平成26年 5月22日(木) 自15時～至17時
(第134回理事会・平成25年度の収支決算並びに事業報告、監査報告の件)
- ②平成26年 8月26日(火) 自12時～至13時半
(第135回理事会・園舎改築工事入札、改築工事収支予定等)
- ③平成26年12月 8日(月) 自15時～至16時半
(第136回理事会・改築工事進捗報告、平成26年度補正予算、厨房設備入札)
- ④平成27年 2月 6日(金) 自14時～至15時半
(第137回理事会・児童福祉施設変更届出〈定員変更申請〉の件)
- ⑤平成27年 3月18日(水) 自15時～至17時
(第138回理事会・平成27年度の収支予算並びに事業計画)

上記、平成26年度の5回開催に亘る理事会議事録には、毎回の議事録担当理事による議案の審議内容、発言理事の内容摘録、議決結果が簡明に記載されており、出席者相互の鄭重な合議が窺えることである。理事長の発議提議に対して理事との質疑発受も活発になされており、何より理事自身が園の日常運営に係わることも多いことがその理由とされる。

平成26年度の若草保育会の保育業務、並びに理事会の全体的機能評価について、事蹟資料の審査結果として概ね適正執行であることを報告する。

2. 若草保育会の経理業務、労務管理状況について

社会福祉事業区分としての法人(本部)拠点区分、並びに無量寺保育園(施設)拠点区分の平成26年度歳計決算、それに包含される傍証書類の保全管理状況を含む財務全般、あるいは施設職員の労務管理の適正可否について、以下の通り監査業務の結果報告である。

経理業務の監査では例年通り、当該年度の本部及び施設会計の当初予算から補正、歳計決算に至る流れを各月試算表等より把握して、決算諸表と擦り合わせる検証作業となる。すでに平成24年度から新会計基準のもと、決算財務諸表の主な構成部分である資金収支計算書や事業活動計算書、貸借対照表と附属明細書類の精査を通して、数値上の決算業務の正否を覗うものである。そこで、経理ソフトのチェックリストによれば、決算報告書一式における数値の齟齬はなく、各種伝票、元帳の傍証書類の整理保管についても特に問題はない。

但し、当該年度は単年度施設整備事業による事務手数料(水道負担金や登記手数料等)や仮設負担金等の相当の特例出費により、資金収支計算書における事業活動資金収支では、-3,247,428円となり、単年度収支としては大きなダメージとなった。これと連動して当期末支払資金残高は、5,074,929円となり、前期末支払資金残高(10,262,533円)より一気に半減したことになる。

理事長は、この前期末支払資金残高については、決算時に該年度の経常収入予算額の3%以上の取崩が発生する場合、所管主務者との事前協議が必要とされるも、児発第299号通知3(1)では、社福の第3段階の施設であれば理事会の了承のみで可能になるといい、また取崩限度額に特に上限もなく協議も不要とのことであり、県監査指導係にも当日確認済であるという。よって、前年対比では約半減となる当期末支払資金残高、即ち大幅な取崩額の発生が始末については、後日の決算理事会にて、満場の了承決議をしていただくことが条件となろう。

また、歳計決算の全体評価とすれば、施設整備の予定外支出はある程度やむを得ないものの、大規模な事業が伴う予算編成時の予備費の確保は大切である。例年は入所児童の多寡に囚われるものの、これからの(独)福祉医療機構への借入資金弁済や不測事態に柔軟対応する歳出抑制策も含めて、次年度以降は十全な予算措置を特にお願いしたい。

労務管理面では、昨年の指導監査により年次有給休暇の法令遵守が求められているが、その他の諸規程の改廃も含めて新年度より発効となっている。法令改正への即応、福利厚生や人員配置等、法令遵守の姿勢については特に指摘すべきところはない。

以上、定款第11条規定による平成26年度の社会福祉法人若草保育会の保育業務の執行状況、及び法人施設の財政業務、労務管理に関する監事監査については、実施結果として園務運営及び経理業務が概ね適正であったことをここに報告します。

平成 27 年 5 月 14 日

社会福祉法人 若草保育会

監事 有吉 正行 印

監事 夏原 良則 印